

(事業用建築物)

第 12 条 条例第 17 条第 1 項の規則で定める事業用建築物は、事業用途に供する部分の床面積(建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 2 条第 1 項第 3 号に規定する床面積をいう。)の合計が 3,000 平方メートル以上の建築物とする。ただし、市長の行う一般廃棄物処理業務の提供を受けないものは、この限りでない。

(廃棄物管理責任者の選任等)

第 13 条 条例第 17 条第 2 項に規定する廃棄物管理責任者の選任は、事業用建築物ごとに行い、かつ、当該建築物の所有者又は当該建築物の維持管理について権限を有する者でなければならない。

2 条例第 17 条第 2 項に規定する廃棄物管理責任者の選任の届出は、その選任をした日から 30 日以内に、様式第 4 号の選任届により行わなければならない。

(事業用建築物における減量計画の作成等)

第 14 条 条例第 17 条第 3 項に規定する廃棄物の減量に関する計画書は、様式第 5 号の計画書により、年度(4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。)ごとに作成し、毎年 5 月 31 日までに市長に提出しなければならない。